

〇うるま市建設工事等の入札及び契約に関する公表規程

平成17年4月1日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定に基づく公共工事（以下「建設工事」という。）及び測量、建設コンサルタント等業務委託に係る入札及び契約に関する事項の公表について、定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 前条に規定する公表（以下「公表」という。）の対象となる建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が250万円以上の建設工事
- (2) 予定価格が200万円以上の測量、建設コンサルタント等業務委託

(公表の時期及び内容)

第3条 公表の時期及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行前の公表事項は、次による。
 - ア 建設工事等の名称
 - イ 建設工事等の場所
 - ウ 契約期間
 - エ 入札日時及び場所
 - オ 予定価格（ただし、事後公表の対象とするものは除く。）
- (2) 入札執行後の公表事項は次によることとし、速やかに公表する。
 - ア 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - イ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
 - ウ 入札者の商号又は名称及び入札金額（無効となった入札金額は含み、随意契約を行った場合を除く。）
 - エ 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - オ 最低制限価格を設けた場合の最低制限価格
 - カ 最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - キ 最低制限価格を設けた場合における最低制限価格未満の価格をもって入札をした者の商号又は名称
 - ク 低入札調査基準価格を設けた場合の低入札調査基準価格

ケ 予定価格を事後公表とした場合における予定価格

(3) 契約締結後の公表内容は次によることとし、速やかに公表する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年うるま市条例第42号）の対象となる契約については、議会の議決後に公表する。

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 建設工事等の名称、建設工事等の場所、建設工事等の種別及び建設工事等の概要

ウ 着手の時期及び完成の時期

エ 契約金額及び契約年月日

オ 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約金額、契約年月日及び変更の理由

(4) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(公表の方法)

第4条 閲覧に供する公表は、契約担当課及び総務部契約検査課において行うものとする。

2 市のホームページに掲載する場合は、総務部契約検査課で行うものとする。

(閲覧期間)

第5条 この告示により公表した事項の閲覧期間は、公表した日から翌年度の3月31日までとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日告示第31号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月14日告示第112—2号）

この告示は、平成27年7月21日から施行する。

附 則（平成28年2月22日告示第22号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月10日告示第118号）

この告示は、令和3年5月10日から施行する。

附 則（令和5年9月1日告示第189—3号）

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年9月13日告示第193号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。